

日本国に特許出願し、日本国で取得した特許は、日本国内にしかその効力は及びません。そのため、外国で発明を保護したい場合は、その国ごとに特許出願をしなければなりません。

近年、手続の簡便性を求めて一つの出願手続で、多数国を指定して出願できる制度(国際特許協力条約(PCT) 用語 にもとづく国際出願等) が設けられ、手続の煩雑さや非効率性を改善する措置がとられています。しかし、この制度においても、出願のみが一つの手続でできるのであって、特許を受けるためには、各国の国語(現地語)の翻訳を提出し、各国毎に審査を受けなければなりません。このような手続には多額の費用を要しますので、外国出願をするに当たっては費用対効果を十分に検討しなければなりません。

1. 外国出願のルート

外国出願するには次の3つのルートがあります。

(1) 日本国内への出願と同様に直接、外国に出願をする。

この場合、現地出願日をもって新規性、進歩性などの特許要件が判断されます。

(2) 日本国出願を基礎として1年以内にパリ条約 用語 にもとづく優先権 用語 を主張して、現地語を用い、現地代理人を起用して出願する。

この場合、日本国出願日(優先日 用語)をもって新規性、進歩性などの特許要件が判断されます。

(3) 日本国出願を基礎として1年以内にパリ条約にもとづく優先権を主張して、PCTにもとづく、PCT加盟国(2012年7月現在146ヶ国)を指定して日本国特許庁に出願する。

この場合、日本語又は英語で出願でき、先の日本国出願日(優先日)をもって新規性、進歩性などの特許要件が判断されます。

これらの3つの出願ルートにはそれぞれ一長一短はありますが、いずれの場合も最終的には現地語の翻訳の提出が必要で、各国特許庁(ヨーロッパ特許協力条約(EPC) 用語 特許のような広域特許については当該所管官庁)で審査官による実体審査を受けなければなりません。

